

グアテマラ内政・外交（2011年8月）

平成23年9月
在グアテマラ日本国大使館

1. 概要

内政面では、8日、憲法裁判所は、サンドラ・トーレス元大統領夫人の大統領選立候補資格は憲法第186条の禁止規定に抵触するため却下する決定を下した一方、22日には、カバジェーロス「ビジョンと原則」党（VIVA）党首の大統領立候補資格については（同立候補に対する）異議申し立て手続きの不備により立候補資格を認めるとの決定を下した。大統領選候補者がほぼ確定した8月中旬に実施された世論調査結果では、バルディソン自由民主会派（LIDER）候補がサンドラ・トーレス元大統領夫人に代わり支持率2位に躍進する傾向が示された。

外交面では、23日、当国外務省が22日に発生したベリーズとの国境地帯におけるグアテマラ人に対する銃撃事件について遺憾の意を表明した。

2. 内政

（1）サンドラ・トーレス元大統領夫人の大統領選出馬資格問題

（ア）8日夜、マルドナド憲法裁判所長官は記者会見において、サンドラ・トーレス元大統領夫人の大統領選立候補資格は、憲法第186条c)項の禁止規定（注：現大統領或いは現副大統領との血縁関係第4親等及び姻戚関係第二親等内の出馬禁止）に抵触するため却下するとの判決が全会一致で下された旨発表した。マルドナド長官は、「（サンドラ・トーレス元大統領夫人が）コロン現大統領と姻戚関係を有することは明らかである。」と述べた。憲法裁判所は本件にかかる最終審であり、国内手続き上はサンドラ・トーレス元大統領夫人による大統領選挙立候補の可能性はなくなった。

（イ）9日夜、トーレス元大統領夫人は与党国民希望党（UNE）及び国民大連合（GANAN）幹部と共に臨んだ記者会見において、「一つの戦い（batalla）には負けたものの戦争（guerra）に敗れた訳ではない。」としつつ、今回下された憲法裁判所の決定に尊重するが共有はしないと述べた。また、今後は国会議員選及び地方選で出来るだけ多くの勝利を挙げることを目指すべく早急に選挙戦を再開する旨表明した。

（ウ）同日、コロン大統領は、「昨日（8日）、グアテマラは、民主主義、正義執行の面から特別な日を迎えた。大統領として国民に対し司法諸機関の決定を尊重するよう呼び掛けたい。」「政府は、選挙プロセスのために要請された全てを履行してきており、今後もその方針に変わりはない。」等述べた。

（2）野党党首の出馬資格問題

（ア）22日、憲法裁判所は、カバジェーロス「ビジョンと原則」党（VIVA）党首の本年大統領立候補資格について、与党国民希望党（UNE）及び国民大連合（GANAN）共同での、最高裁判所による同立候補資格を認めるとの判決に対する異議申し立てにつき、手続きの不備（右両党合同では同申立を行う主体としての法人格を有していない）により、申し立ては認められず無効との判断を下した。

（イ）カバジェーロス VIVA 党首（同時点で支持率5位）は、「今回の法的訴訟により生じた（大統領選出馬への）

不透明さにより自らのイメージが損なわれた。この結果、世論調査における支持率は低下し、今後は支持率の回復に努めなければならない。」と述べつつ、最高裁判所及び憲法裁判所関係者に対しては、正義を貫き法治国家体制を維持したことに感謝したいと述べた。

(ウ)憲法学者のガブリエル・オレジャーナス氏は今回の憲法裁判所による判断について、国民希望党(UNE)の自殺点であったと表し、「与党 UNE はカバジェーロス氏の立候補を問うための憲法上の問題を付くことが出来なかった。法律的に見れば憲法裁判所の今回の判断は法律に則ったものとする。」と述べた。

(エ)カバジェーロス VIVA 党首の本年大統領選出馬については、8月6日に最高選挙裁判所(TSE)が、「宗教活動から退いたとするのは形式だけで脱法行為である」として立候補資格を認めない判断を下した。同党が右判断を不服とし最高裁判所に対し見直しを求めたところ、同16日、最高裁は出馬資格を認めるとの判決を下し、これに対し UNE 及び GANA が共同で同判決への異議申し立てを行っていた。

(3) 2011年大統領選挙世論調査結果

8月22日付プレス・リブレ紙は、8月に実施した2011年大統領選挙に関する世論調査結果(Prodatos社に委託、8月12日から17日まで実施)及び有識者の見方を以下の通り報じた。

(ア)「本日大統領選挙があるとしたら誰に投票するか」への回答(○内は前回7月の調査結果、◇内は有効票回答に占める割合)

- ①ペレス・モリーナ愛国党(PP)候補: 39.6%(37.6%) <44.6%>
- ②バルディソン自由民主会派(LIDER)候補: 18.5%(8.4%) <20.8%>
- ③スーヘル「公約・確信・秩序」運動党(CREO)候補: 11.3%(9.0%) <12.7%>
- ④エストラーダ国民革新党(UCN)候補: 6.5%(3.8%) <7.3%>
- ⑤カバジェーロス「ビジョンと原則」党(VIVA)候補: 4.5%(4.5%) <5.0%>
- ⑥パトリシア・デ・アルス統一会派党(PU)候補: 3.1%(2.2%) <3.5%>
- ⑦メンチュウ拡大戦線(Frente Amplio)候補: 2.6%(2.3%) <2.9%>
- ⑧グティエレス国民進歩党(PAN)候補: 2.0%(1.4%) <2.2%>
- ⑨ジャマテイ社会行動党(CASA)候補: 0.6%(0.7%) <0.7%>
- ⑩トレビアルテ国家開発行動党(ADN)候補: 0.2%(0.2%) <0.3%>
- ⑪白・無効票: 11.1%(12.7%)

(イ) 本調査結果に関する識者の見方

(a) マルコ・アントニオ・バラオナ・シンクタンクINCEP(中米公共政策機構)副理事長: 今回の調査結果からは、サンドラ・トーレス元大統領夫人の不出馬決定でバルディソン自由民主会派(LIDER)が有利となったことが示された。バルディソンLIDER候補は、一貫性がなく根拠に乏しい政策提案を行っているにも関わらず、有権者の一部に対しては新しいタイプの政治家としてアピールする能力に長けていることが指摘できる。

(b) ホルヘ・アルバラード(政治コンサルタント): バルディソンLIDER候補の政策提案はサンドラ・トーレス元大統領夫人とよく似ており、それが今回の支持率上昇の背景にある。バルディソンLIDER候補は、従来自分の支持基盤ではなかったが、第1回投票で支持する候補者を決められなくなった層を取り込んでいる。

(4) 2011年総選挙治安情勢リスク・マップ

19日、最高選挙裁判所(TSE)は、米国のNGO国際選挙制度財団(IFES:International Foundation for

Electoral Systems)に委託・作成した今次総選挙に関するリスク・マップにおいて、サン・マルコス県、ウエウエテナンゴ県、キチェ県、アルタ・ベラパス県、イサバル県及びペテン県の6県において、県内が麻薬密輸ルートとなっていることを背景に、選挙当日に何らかの治安上の問題が起きても対応しきれない脆弱さを示している旨を発表した。市民組織Civismo Electoralのダビラ氏は、同リスク・マップでは麻薬密輸関係者の移動ルートが治安情勢が不安定化し得る地域として示されており、「懸念される地域とは、西部地域から北部地域へ向かうルート、東部地域から北部地域へ向かうルートで、実質的に麻薬密輸ルートに重なっている。リスク・マップ作成に際しては、麻薬密輸活動、組織犯罪活動及び殺人発生率の3つの要素が考慮された。」と述べた。

(5) ポルティージョ元大統領の米国引渡し決定

(ア) 26日、憲法裁判所は、米国内の銀行で在任中の公金約7千万ドル分の資金洗浄を行った容疑で米国から身柄引渡し要求が出されているポルティージョ元大統領(2000-2003, 2010年1月逮捕)が、右引渡し要求に対する人身保護請求を出していた事案につき、全会一致で同保護請求を却下する旨の判決を下した。当国の大統領経験者が米国への身柄引き渡しの対象となったのは今回が初めて。ポルティージョ元大統領の米国引渡しについては、2010年3月に裁判所により既に引き渡し命令が下されていたが、ポルティージョ元大統領側より右に対する人身保護請求が憲法裁判所に対して出されていたもの。

(イ) 一方、ポルティージョ元大統領は、米国における本件資金洗浄容疑に加え、在任中の公金12千万ケツァル(約1億2千万円)横領容疑により当時の国防相及び財務相と共に当国検察から起訴されており、米国への引渡しは右に係る当国内での訴訟プロセス終了後行われることとなる。

3. 治安情勢関連等

(1) ブラウンフィールド米國務次官補(麻薬対策担当)の中米治安情勢関連発言

(ア) 11日、ワシントンで行われたCouncil of the Americas主催の講演会において、ブラウンフィールド米國務次官補(麻薬対策担当)は、麻薬取引や組織犯罪を背景に深刻となっている中米地域の治安問題の解決には時間を有する旨警告した。ブラウンフィールド次官補は、「理想的な一つの解決策などはない。問題がここまで深刻化するまでに既に多くの時間が掛かっており、問題の解決にも時間を要するのである。」と述べた。

(イ) ブラウンフィールド次官補によると、南米から米国に密輸される麻薬の95%が中米地域を經由しており、この結果として中米地域は、国連が戦闘地域を除き最も危険な地域と指摘するまでに、犯罪発生率の極めて高い地域となっている。同次官補は、「(中米地域は)メキシコやコロンビアなどよりも一層深刻な状況を呈している。」と評した。同次官補は、「中米地域で生じている状況を米国内で無視することは出来ない。これらの脅威や問題、危機的状況は無視すれば、気が付けば明日にでも我々の目の前にそれらが迫ってきていて解決を迫られることになりかねないためである。」と述べた。

4. 外交

(1) グアテマラ・ベリーズ国境問題

23日、当国外務省は、22日に発生したベリーズとの国境地帯でのグアテマラ人に対する銃撃事件について、「グアテマラ外務省は、8月22日にベリーズとの国境隣接区域に位置するサン・ホセ・ラス・フローレス管轄区でグアテマラ人が銃撃された事件につき遺憾の意を表明する。」「右事件に鑑みベリーズ・グアテマラ

大使館は、同国隣接地域にあるOAS事務所に対し、事件の真相究明及び類似事件の再発防止に向けた対策を要求した。」「ベリーズ政府に対し、同国軍による信頼醸成方策の遵守、同区域住民の人権尊重、また、2009年12月8日に署名された特別協定に従い、領土問題の国際司法裁判所における解決を要請する。」とするコミュニケを発表した。